

黒瀬生涯学習センター使用料

(1) せせらぎホール、せせらぎホールホワイエ

使用区分				午前 (8:30~12:00)	午後 (12:00~17:00)	夜間 (17:00~22:00)	午前午後 (8:30~17:00)	午後夜間 (12:00~22:00)	全日 (8:30~22:00)	超過時間 (1時間あたり)
ホール	平日	入場料徴収	なし	15,300 円	20,300 円	25,400 円	30,300 円	38,900 円	51,900 円	6,100 円
			あり	23,000 円	30,500 円	38,100 円	45,400 円	58,300 円	77,800 円	9,200 円
	平日以外の日	入場料徴収	なし	18,400 円	24,400 円	30,500 円	36,400 円	46,600 円	62,300 円	7,300 円
			あり	27,500 円	36,600 円	45,700 円	54,500 円	70,000 円	93,400 円	11,000 円
ホワイエ	平日			3,100 円	4,100 円	5,100 円	6,100 円	7,800 円	10,400 円	1,220 円
	平日以外の日			3,700 円	4,900 円	6,100 円	7,300 円	9,300 円	12,400 円	1,460 円
舞台のみ	平日			3,100 円	4,100 円	5,100 円	6,100 円	7,800 円	10,400 円	1,220 円
	平日以外の日			3,700 円	4,900 円	6,100 円	7,300 円	9,300 円	12,400 円	1,460 円

- 備考 1 「平日」とは、1月5日から12月27日までの日（日曜日、土曜日及び休日を除く。）をいいます。
- 2 「入場料等」とは、入場料、参加費、入場整理費その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいいます。
- 3 「超過時間」とは、使用許可に係る時間を延長し、又は繰り上げて使用する時間をいいます。
- 4 商品の広告、宣伝、販売その他営利を目的として使用する場合は、使用料の額の5割に相当する額を当該使用料の額に加算します。
- 5 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含みます。
- 6 地域団体や市民活動団体が公益性の高い事業を行うときは、市が定める基準によって減免を受けられる場合があります。ただし、入場料等を徴収する場合を除きます。減免を受けるためには、あらかじめ「減免申請書」を提出していただき、認められることが必要です。ご不明な点については、黒瀬生涯学習センターまたは生涯学習課へお問い合わせください。

(2) せせらぎホール、せせらぎホールホワイエ以外の諸室

室名	1時間あたり
イベントホール	1,760 円
楽屋A・B	440 円
楽屋C	200 円
リハーサル室	440 円
会議室A	880 円
会議室B・C	440 円
和室A・B	440 円
調理実習室	670 円

- 備考 1 冷房又は暖房を使用する場合は、次のそれぞれに定める額を使用料の額に加算します。
- (1) 冷房を使用する場合 使用料の額の3割に相当する額
- (2) 暖房を使用する場合 使用料の額の2割に相当する額
- 2 市外居住者等が使用する場合は、使用料の額の3割に相当する額を当該使用料の額に加算します。
- 3 商品の広告、宣伝、販売その他営利を目的として使用する場合は、使用料の額の5割に相当する額を当該使用料の額に加算します。

- 4 せせらぎホールの使用に伴う楽屋の使用料は、この表に定める使用料の額の3分の1に相当する額とし、備考1から備考3までの加算は行いません。
- 5 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含みます。
- 6 地域団体や市民活動団体が公益性の高い事業を行うときは、市が定める基準によって減免を受けられる場合があります。ただし、入場料等を徴収する場合は除きます。減免を受けるためには、あらかじめ「減免申請書」を提出していただき、認められることが必要です。ご不明な点については、黒瀬生涯学習センターまたは生涯学習課へお問い合わせください。

(3) せせらぎホールの附属設備

区分	品名	単位	1区分	超過時間 (1時間あたり)
照明設備	第1ボーダーライト	1列	320円	110円
	第2ボーダーライト	1列	320円	110円
	ローアホリゾンライト	1列	350円	120円
	アッパーホリゾンライト	1列	400円	130円
	フットライト	1式	140円	50円
	第1サスペンションスポットライト	1台	110円	40円
	第2サスペンションスポットライト	1台	110円	40円
	フロントサイドスポットライト	1台	110円	40円
	シーリングスポットライト	1台	110円	40円
	センターピンスポットライト	1台	240円	80円
	天井反射板ライト	1式	110円	40円
	プロジェクタースポットライト	1式	240円	80円
	ミラーボール	1個	330円	110円
	調光卓	1式	340円	110円
映写設備	オーバーヘッドカメラ、液晶プロジェクター その他の映像備品	1台	1,100円	370円
	スクリーン	1台	230円	80円
音響設備	音響調整卓(マイク2本付き)	1式	800円	270円
	ステージスピーカー	1台	240円	80円
	3点吊マイクロホン	1式	400円	130円
	コンデンサーマイクロホン	1本	390円	130円
	ダイナミックマイクロホン	1本	320円	110円
	ワイヤレスマイクロホン	1本	350円	120円
	ビデオカセットデッキその他の音響備品	1台	510円	170円
舞台設備及び大道具	持込電気器具(定格消費電力の合計で算定)	1kwごと	110円	40円
	音響反射板	1式	1,530円	510円
	指揮者台	1台	140円	50円
	指揮者用譜面台	1台	70円	20円
	演奏者用譜面台	1台	50円	20円
	演台	1台	270円	90円
	司会者台	1台	130円	40円
	めくり台	1台	80円	30円
	緋毛氈(フェルト)	1枚	130円	40円
	金屏風	一双	690円	230円
楽器	コンサートグランドピアノ (スタインウェイ D-274)	1台	5,090円	1,700円

- 備考 1 「1区分」とは、午前8時30分から午後0時まで、午後0時から午後5時まで又は午後5時から午後10時までの時間帯区分をいいます。
- 2 持込電気器具の使用料の算定において、定格消費電力の合計に1キロワット未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てます。
- 3 コンサートグランドピアノの使用料は、調律に係る費用を含みません。
- 4 商品の広告、宣伝、販売その他営利を目的として使用する場合又は入場料等を徴収する場合は、附属設備の使用料を合計した額に10割を乗じて得た額を加算します。
- 5 市内居住者等が営利を目的とした使用をしない場合であって、生涯学習の推進に係る活動を行うときの使用料は、附属設備の使用料を合計した額の5割に相当する額とします。

(4) せせらぎホール以外の附属設備

区分	品名	単位	1時間
照明設備	スポットライト (イベントホール)	1台	40円
映写設備	液晶プロジェクターその他の映像備品	1台	370円
	スクリーン	1台	80円
音響設備	ステージスピーカー	1台	80円
	コンデンサーマイクロホン	1本	130円
	ダイナミックマイクロホン	1本	110円
	ワイヤレスマイクロホン	1本	120円
	ビデオカセットデッキその他の音響備品	1台	170円
舞台設備	持込電気器具 (定格消費電力の合計で算定)	1kw ごと	40円
	指揮者台	1台	50円
	指揮者用譜面台	1台	20円
	演奏者用譜面台	1台	20円
	演台	1台	90円
	司会者台	1台	40円
	めくり台	1台	30円
	緋毛氈 (フェルト)	1枚	40円
	金屏風	一双	230円
楽器	アップライトピアノ (リハーサル室)	1台	200円

- 備考 1 持込電気器具の使用料の算定において、定格消費電力の合計に1キロワット未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てます。
- 2 アップライトピアノの使用料は、調律に係る費用を含みません。
- 3 商品の広告、宣伝、販売その他営利を目的として使用する場合又は入場料等を徴収する場合は、附属設備の使用料を合計した額に10割を乗じて得た額を加算します。
- 4 市内居住者等が営利を目的とした使用をしない場合であって、生涯学習の推進に係る活動を行うときの使用料は、附属設備の使用料を合計した額の5割に相当する額とします。